

滋賀県感染症予防計画の 実施状況について

滋賀県健康医療福祉部健康危機管理課
令和7年1月22日

**1.感染症法令に基づき予防計画において定める
各種体制確保にかかる目標の達成状況について**

2.その他予防計画の推進に係る各種取組について

1.感染症法令に基づき予防計画において定める
各種体制確保にかかる目標の達成状況について

2.その他予防計画の推進に係る各種取組について

現行の滋賀県感染症予防計画の構成

滋賀県感染症予防計画

第1	感染症の予防の推進の基本的な方向
第2	感染症の発生の予防およびまん延の防止のための施策
第3	感染症の病原体等に関する情報の収集、調査および研究
第4	病原体等の検査の実施体制および検査能力の向上
第5	感染症に係る医療を提供する体制の確保
第6	感染症の患者の移送のための体制の確保
第7	感染症に係る医療を提供する体制等の確保に係る目標
第8	宿泊施設の確保
第9	外出自粛対象者の療養生活の環境整備
第10	感染症の予防またはまん延防止のための総合調整・指示の方針
第11	感染症対策物資等の確保
第12	感染症に関する啓発および知識の普及ならびに感染症の患者等の人権の尊重
第13	感染症の予防に関する人材の養成および資質の向上
第14	感染症の予防に関する保健所の体制の確保
第15	特定病原体等を適切に取り扱う体制の確保
第16	緊急時における感染症の発生予防およびまん延の防止等の施策
第17	その他感染症の予防に関する重要事項

感染症法令に基づき、
下記の事項の目標を定めています。

- ①医療提供体制の確保に係る目標
- ②検査実施体制の確保に係る目標
- ③宿泊施設の確保に係る目標
- ④人材の養成に係る目標
- ⑤保健所の体制の確保に係る目標

上記のほか、調査研究体制を整備する目的で衛生科学センター（地方衛生研究所）における「ゲノム解析実施可能件数」なども定めています。

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）

第10条	都道府県は、基本指針に即して、感染症の予防のための施策の実施に関する計画(以下「予防計画」という。)を定めなければならない。
第19項	医療機関、病原体等の検査を行っている機関及び宿泊施設の管理者は、予防計画の達成の推進に資するため、地域における必要な体制の確保のために必要な協力をするよう努めなければならない。

各種体制確保にかかる目標の達成状況について①(連携協議会の目的)

平時の連携協議会の目的

感染症法により、都道府県に設置する連携協議会は、

①予防計画の実施状況

(医療提供体制を始めとした各種体制の確保に係る目標等の進捗・実施状況)

②予防計画の実施に有用な情報

を共有し、構成員の連携協力体制を構築することが求められる。

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）

第10条 の2

都道府県は、感染症の発生の予防及びまん延の防止のための施策の実施に当たつての連携協力体制の整備を図るため、都道府県、保健所設置市等、感染症指定医療機関、診療に関する学識経験者の団体及び消防機関その他の関係機関により構成される協議会(以下、「都道府県連携協議会」という。)を組織するものとする。

第2項

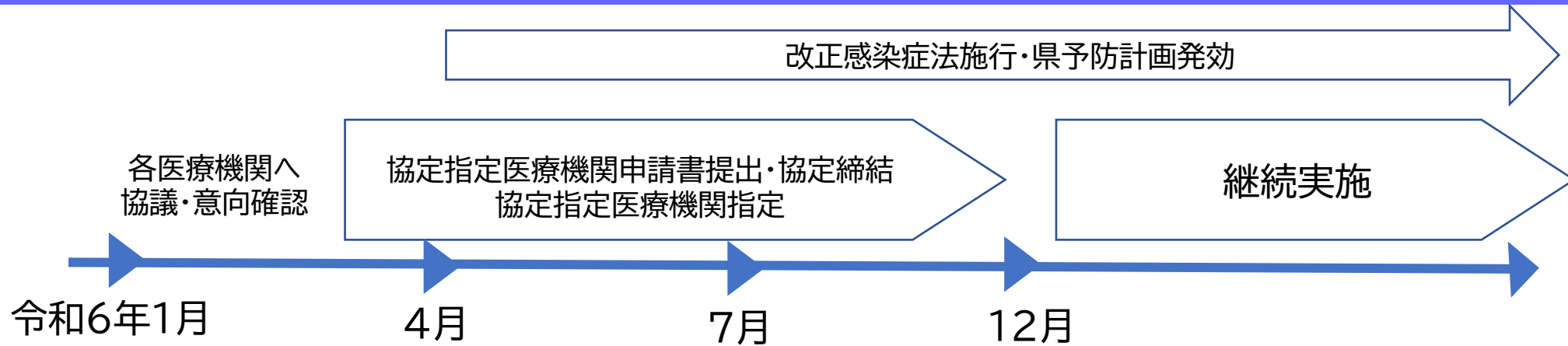
都道府県連携協議会は、その構成員が相互の連絡を図ることにより、都道府県及び保健所設置市等が定めた予防計画の実施状況及びその実施に有用な情報を共有し、その構成員の連携の緊密化を図るものとする。

各種体制確保にかかる目標の達成状況について②(目標の詳細)

目標の分類	具体的な目標の詳細
医療提供体制の確保に係る目標 ＜医療措置協定＞	医療措置協定により確保した ①新興感染症(※)患者を入院させるための病床数 ②新興感染症に対応する発熱外来医療機関数 ③自宅・施設療養中の新興感染症患者に対して医療を提供する医療機関数 ④後方支援の医療機関数 ⑤医療人材派遣の人員数 ⑥2カ月分以上の個人防護具を備蓄する医療機関数
検査実施体制の確保に係る目標 ＜検査措置協定＞	①衛生科学センター(地方衛生研究所)の新興感染症にかかる検査実施能力および検査機器の数 ②検査措置協定により確保した医療機関・民間検査機関の検査実施能力
宿泊施設の確保に係る目標 ＜宿泊施設確保措置協定＞	宿泊施設確保措置協定により確保した新興感染症患者を療養させるための居室数
人材の養成に係る目標	①医療措置協定を締結した医療機関等の研修および訓練の実施・参加割合 ②県が実施する感染症の研修・訓練の回数
保健所の体制の確保に係る目標	①保健所業務を行うための確保人員数 ②必要な研修を受けたIHEAT登録者数

※感染症法に規定された新型インフルエンザ等感染症・指定感染症・新感染症

医療提供体制確保の目標対実績(総括)



	病院	診療所	薬局	訪問看護事業所
目標値 (A)	58機関 (全病院)	541機関	373施設	65事業所
12月末現在の 締結済数 (B)	54機関	463機関	594施設	17事業所
目標達成までの 必要数 (C) A-B	4機関	78機関	達成済	48事業所

医療措置協定締結の進捗状況について(病床)

		流行初期	流行初期以降
目標値 (A)	確保病床数	246床	466床
	内、重症用	31床	52床
12月末までの 締結数(B)	確保病床数	485床	610床
	内、重症用	37床	46床
目標達成までの 必要数(A-B)	確保病床数	達成済	達成済
	内、重症用	達成済	6床

特に配慮を要する患者に対応する医療機関		流行初期	流行初期以降
精神疾患を 有する患者	目標値	3機関	10機関
	令和6年12月末までの締結数	3機関	11機関
妊産婦	目標値	8機関	9機関
	令和6年12月末までの締結数	6機関	6機関
小児	目標値	8機関	13機関
	令和6年12月末までの締結数	11機関	14機関
障害者児	目標値	3機関	7機関
	令和6年12月末までの締結数	5機関	6機関

特に配慮を要する患者に対応する医療機関		流行初期	流行初期以降
認知症 患者	目標値	7機関	11機関
	令和6年12月末までの締結数	13機関	23機関
がん患者	目標値	8機関	11機関
	令和6年12月末までの締結数	12機関	19機関
透析患者	目標値	11機関	21機関
	令和6年12月末までの締結数	14機関	23機関
外国人	目標値	6機関	6機関
	令和6年12月末までの締結数	8機関	10機関

医療措置協定締結の進捗状況について(発熱外来)

			流行初期	流行初期以降	
				公表3カ月経過時点	公表後6カ月以内
第一種・第二種 感染症指定 医療機関	目標値	A	7機関	7機関	7機関
	令和6年12月末までの締結数	B	7機関	7機関	7機関
	目標達成までの必要数	A-B	達成済	達成済	達成済
病院	目標値	A	8機関	17機関	46機関
	令和6年12月末までの締結数	B	27機関	39機関	43機関
	目標達成までの必要数	A-B	達成済	達成済	3機関
診療所	目標値	A	—	—	541機関
	令和6年12月末までの締結数	B	55機関	358機関	450機関
	目標達成までの必要数	A-B	—	—	91機関

発熱外来の圏域別分析

圏域別内訳	流行初期	流行初期以降			<参考> コロナの 1日当たり 最大発生 患者数内訳 (※)
	内、確保措置 対象	公表3カ月 経過時点	公表後 6カ月以内	対応可能 患者数計	
大津保健医療圏 (大津市保健所管轄地域)	19機関 (12機関)	107機関	130機関	1,197人	452人
湖南保健医療圏 (草津保健所管轄地域)	26機関 (19機関)	124機関	147機関	1,768人	1,084人
甲賀保健医療圏 (甲賀保健所管轄地域)	7機関 (7機関)	33機関	44機関	551人	493人
東近江保健医療圏 (東近江保健所管轄地域)	20機関 (13機関)	58機関	70機関	925人	325人
湖東保健医療圏 (彦根保健所管轄地域)	7機関 (6機関)	26機関	33機関	388人	410人
湖北保健医療圏 (長浜保健所管轄地域)	7機関 (7機関)	38機関	52機関	570人	410人
湖西保健医療圏 (高島保健所管轄地域)	3機関 (3機関)	18機関	24機関	247人	97人

※県内でコロナ患者が1日当たりの最大発生者数3,271名(県外等患者10名除く)を記録した2022年8月19日の圏域別内訳 10

医療措置協定締結の進捗状況について(自宅療養者等)

			協定締結 機関数	左記、病院・診療所の内、 特に配慮を要する患者の 病院・診療所数			協定締結 機関数
病院・ 診療所	目標値	A	325機関	妊産婦	目標値	A	29機関
	令和6年12月末 までの締結数	B	435機関		令和6年12月末 までの締結数	B	17機関
	目標達成までの 必要数	A-B	達成済		目標達成までの 必要数	A-B	12機関
薬局	目標値	A	373施設	透析 患者	目標値	A	33機関
	令和6年12月末 までの締結数	B	594機関		令和6年12月末 までの締結数	B	33機関
	目標達成までの 必要数	A-B	達成済		目標達成までの 必要数	A-B	達成済
訪問看護 事業所	目標値	A	65事業所	小児	目標値	A	26機関
	令和6年12月末 までの締結数	B	17事業所		令和6年12月末 までの締結数	B	149機関
	目標達成までの 必要数	A-B	48事業所		目標達成までの 必要数	A-B	達成済

医療措置協定締結の進捗状況について(訪問看護事業所)

令和7年1月1日現在の 訪問看護事業所の協定締結リスト

大津	訪問看護ステーション坂本
大津	訪問看護ステーションビジット大津
大津	ワンモア訪問看護リハビリセンター大津事業所
湖南	ライフパートナー訪問看護ステーション
湖南	リニエ訪問看護ステーション草津
湖南	守山市社会福祉協議会訪問看護事業所
湖南	あうん訪問看護栗東
湖南	訪問看護ステーションウィング
甲賀	訪問看護ステーション甲賀
甲賀	訪問看護ステーションまごころ
甲賀	ぼだいじ訪問看護ステーション
東近江	公益社団法人滋賀県看護協会訪問看護ステーション
東近江	ワンモア訪問看護リハビリセンター
東近江	訪問看護ステーションヴォーリス
東近江	訪問看護ステーションすばる
東近江	訪問看護ステーションゆげ
湖東	訪問看護ステーションここあ

「病院系(市町設置型含む)」「市町(社協含む)設置型」の事業所から協定締結の依頼予定

連携協議会構成員の病院・市長会にお願いします。
訪問看護事業をもつ病院におかれましては、
訪問看護事業部に、市長会におかれましては、
会員の市に医療措置協定の情報共有の御協力をお願いいたします。(参考資料1)

9/11 看護協会「訪問看護支援センター」を
とおして、全訪問看護事業所に再周知
(リーフレットメール送付)

滋賀県内の訪問看護事業所の皆様へ

次期新興感染症発生・まん延時に備え
県と協定の締結をお願いします

感染症法により、あらかじめ県と事業所の管理者様との間で訪問看護や健康観察等の対応内容について「医療措置協定」で決めておくことが求められています。

訪問看護事業所の医療措置協定で定める内容

<医療措置の内容>
医療措置の内容は「平時からの利用者のみ」「新規対応可能」を選択することが可能です。
【必須】 自宅療養者の居所への訪問看護が可能
【任意】 自宅療養者の居所への訪問による健康観察が可能
【任意】 電話やオンラインによる健康観察が可能
【その他】 高齢者施設等への対応可否

<医療措置以外の内容>
【任意】 個人防護具(PPE)の備蓄 (可能な限り2か月分以上)
【必須】 年1回以上の研修・訓練の実施・参加の努力規定

<協定を締結しておくこと>
☒ 県から新興感染症対応の研修の案内が届き、参加することができます。
☒ 新興感染症発生時の医療措置に関する費用は、発生した感染症の性状に合わせた補助金が賦与された場合には、予算の範囲内で補助金を申請することができます。

●お申込みについてはこちら(しがネット受付サービス)

URL:
<https://tkc.graffier.jp/pref-shiga/smart-apple/apple-procedure-alias/houkankyoutei>

●制度の詳細をご覧になりたい方はこちら(滋賀県HP)

URL:
<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kenkouyoiyohukushi/yakuzo/334168.html>

滋賀県健康危機管理課

医療措置協定締結の進捗状況について(後方支援・人材派遣)

後方支援の協定			医療機関数
病院	目標値	A	58機関
	令和6年12月末までの締結数	B	54機関
	目標達成までの必要数	A-B	4機関
有床診療所	目標値	A	30機関
	令和6年12月末までの締結数	B	9機関
	目標達成までの必要数	A-B	21機関

人材派遣の協定			医療機関数		
病院	目標値	A	29機関		
	令和6年12月末までの締結数	B	34機関		
	目標達成までの必要数	A-B	達成済		
診療所	目標値	A	—		
	令和6年12月末までの締結数	B	27機関		
	目標達成までの必要数	A-B	—		
確保人員数		医師	看護師	その他	
目標値	A	14人 (13人)	67人 (52人)	13人 (13人)	
令和6年12月末までの協定による人員確保数	B	38人 (13人)	90人 (51人)	29人 (19人)	
目標達成までの必要数	A-B	達成済	達成済 (1人)	達成済	

※カッコ内は県外派遣可能な人数

医療提供体制の確保目標対実績(PPE備蓄)

	病院	診療所	訪問看護 事業所	計 S
12月末現在の 協定締結医療機関数	54機関	463機関	17事業所	534
(再掲) 協定締結機関数目標	58機関	594機関	65事業所	717
	病院	診療所	訪問看護 事業所	計 S'
12月末現在の 2カ月分以上備蓄する 旨の協定を締結した 医療機関数	38機関	189機関	2事業所	229
	目標値 A	12月末現在締結している 医療機関における割合 $B = S' / S$	目標達成までの 必要数 $C = A - B$	
2カ月分以上備蓄する 医療機関の割合	80%	42.8%	37.2%	

医療措置協定に基づく実施状況等の報告のとりまとめ①

医療措置協定を締結した医療機関は、感染症法および締結した協定に基づき、「協定の実施状況等」を報告することが義務付けられている。

「平時(新興感染症発生時以外)の報告」→年次調査(年1回)

「有事(新興感染症発生時)の報告」→病院・有床診療所 日次調査(毎日)

→診療所・薬局・訪問看護事業所 週次調査(毎週)

医療措置協定

第9条	(協定の実施状況等の報告) 医療機関の管理者は、都道府県知事から本協定に基づく措置の実施の状況および当該措置に係る当該医療機関の運営の状況その他の事項について報告の求めがあったときは、速やかに当該事項を報告するものとする。この場合において、電磁的方法(G-MIS)により報告を行う(よう努める)。
第10条	(平時における準備) 医療機関の管理者は、医療の措置を迅速かつ的確に講ずるため、平時(新型インフルエンザ等感染症等の発生前)において、年1回以上、次に掲げる準備を行うよう努めるものとする。 一 医療機関において、最新の科学的知見に基づいた適切な知識を本協定の措置の実施に関わることが見込まれる医療従事者等が習得することを目的として、研修を実施する、または外部の機関が実施する医療機関向け研修に当該医療従事者等を参加させること。 二 措置を講ずるにあたっての訓練を、乙の医療機関において実施する、または、外部の機関が実施する訓練に本協定の措置の実施に関わることが見込まれる医療従事者等を参加させること。 三 措置を講ずるにあたっての医療機関における対応の流れを点検すること。

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)

第36条の5第4項	協定の実施状況等の報告を受けた都道府県知事は、当該報告の内容を、電磁的方法により厚生労働大臣に報告するとともに、公表しなければならない。
-----------	--

医療措置協定に基づく実施状況等の報告のとりまとめ②

令和6年度調査(12/9～1/10実施)の概要

78.9% = 報告済数 864機関 / 協定締結済数 1,095機関

医療措置協定の内容の確認、実際のPPE備蓄量、かかりつけ患者以外の受け入れ可否、オンライン診療の可否、オンライン服薬指導の可否、研修・訓練の実施状況などを、医療機関等情報支援システム(G-MIS)により調査を実施

	病院	診療所	薬局	訪問看護事業所
調査時点(12/9) の協定締結数 (A)	51機関	447機関	580施設	17事業所
平時対応の 報告数 (B)	43機関	280機関	529施設	12事業所
回答率 (B/A)	84.3%	62.6%	91.2%	70.5%

検査実施体制の確保目標対実績(衛生科学センター)

県・大津市 共通	目標値 (※)	現在値
1日あたりPCR検査実施可能件数	420件/1日	210件/1日
整備するPCR検査機器の数	6台	3台
1週あたりゲノム解析実施可能件数	100件/1週	30件/1週

※衛生科学センターの再整備後の目標値(令和9年度供用予定)

検査実施体制の確保目標対実績(検査措置協定)

県・大津市 共通	流行初期			流行初期以降		
	医療機関	民間 検査機関	計	医療機関	民間 検査機関	計
目標値 (A)			180 件／日			4,080 件／日
12月末現在の 確保検査実施件数 (B)	600 件／日	2,360 件／日	2,960 件／日	1,496 件／日	4,100 件／日	5,596 件／日
(参考) 協定締結機関数	36機関	4機関	40機関	141 機関	4機関	145 機関
目標達成までの 必要数 $C=A-B$			達成済			達成済

宿泊施設の確保目標対実績(宿泊施設確保措置協定)

県・大津市 共通	流行初期	流行初期以降
目標値 (A)	62室	677室
9月1日現在の 確保居室数 (B)	62室	236室
(参考) 協定締結施設数	1施設	2施設
目標達成までの 必要数 $C = A - B$	達成済	441室

人材養成の目標対実績(研修)

国実施の研修の参加目標

NO.	研修の名称一覧	参加目標	参加実績
A	検査部門の職員向け	各年1回 以上	23名
B	疫学部門の職員向け		25名

県の研修の実施目標

NO.	計画記載の研修の種別一覧	実施目標
I	医療機関等向け	各年 1回 以上
II	高齢者施設・ 障害者施設向け	
III	検査担当従事者向け	
IV	学校・園の職員向け	
V	IHEAT登録者向け	
VI	保健所職員向け	
VII	県職員等向け	
VIII	県民向け	



NO.	県が実施する研修	対象者	実績実績・実施予定
①	リスクコミュニケーション・シンポジウム	保健・医療・福祉関係者 希望する県民の方 I～Ⅷ全て	11/29実施済
②	感染対策地域支援ネットワーク(HAI-net)研修	I(訪問看護事業所)・II	8/7～12/17実施済 (オンライン配信有)
③	入院医療機関向け研修	I(病院・有床診療所)	1/30実施予定
④	看護職員向け専門研修	I(病院・診療所)	1/30実施予定
⑤	検査技師向け専門研修	I(病院)	第1回 9/22実施済 第2回 2/23実施予定
⑥	医療機関所属全職種向け研修	I(病院・診療所・歯科診療所・ 薬局)	1/30実施予定 (オンライン配信有)
⑦	学校・保育園等職員向け研修	IV	9/19実施済
⑩	肝炎コーディネーター研修	誰でも	12/15実施済
⑪	結核研修	I(病院・診療所)・II・IV・VI・VII	2～3月実施予定
⑫	予防接種事業研修	市町の予防接種担当者 医療機関	5/31・11/28実施済
⑬	IHEAT座学研修	V	2/1実施予定
⑭	保健所職員研修	VI	全4回予定(3回実施済)

人材養成の目標対実績(訓練)

県が実施する訓練の実施目標対実績

訓練の名称一覧	実施予定
新興感染症の発生を想定した訓練 (年1回以上)	感染症対策総合訓練 (大津市と市立大津市民病院と合同で実施します。) (議題3の「感染症対策総合訓練」で詳細を説明します。)
IHEAT登録者向け訓練 (年1回以上)	IHEAT登録者向け研修と一緒に実施(2/1実施予定)

各保健所が実施する訓練の実施目標対実績

訓練の名称一覧	実施予定
感染症有事を想定した訓練	・発生時対応訓練 PPE着脱訓練 移送車患者収容訓練 災害時における感染症対応訓練(嘔吐物処理等) ・受援体制整備訓練 保健所職員・市町職員合同での積極的疫学調査のシミュレーション訓練 上記内容等の感染症有事を想定した訓練を各保健所にて1回以上実施予定

保健所体制確保の目標対実績

保健所の業務を行う人員確保数

県設置保健所
合計確保人員数

350人



保健所名称

確保人員数

草津保健所

108人

甲賀保健所

46人

東近江保健所

70人

保健所名称

確保人員数

彦根保健所

57人

長浜保健所

46人

高島保健所

23人

大津市保健所確保人員数

76人

※県は、保健所本務150人、応援職員200人の計350人の人員を設定し、
必要な地域保健対策を継続して保健所機能を維持するための人員数を設定
※大津市は感染症対応業務に従事する人員数を設定

IHEAT要員で必要な研修を受けたものの確保数

県・大津市保健所
合計確保人員数

100人



県・大津市の区分

保健所名称

確保人員数

県

草津保健所

24人

甲賀保健所

12人

東近江保健所

16人

彦根保健所

12人

長浜保健所

10人

高島保健所

6人

大津市

大津市保健所

20人

令和5年度
IHEAT研修
受講者数

17人

IHEAT
登録者
人員数

45人

令和6年度
IHEAT研修
受講予定者数

12人

令和6年度研修は
2/1実施予定
受講予定者数は
1/10時点の
申し込み者数

1.感染症法令に基づき予防計画において定める
各種体制確保にかかる目標の達成状況について

2.その他予防計画の推進に係る各種取組について

その他予防計画の推進に係る各種取組

協定種別	概要	締結した相手方・協定数等
消防との移送協定	コロナ発生前から、エボラ等の一類感染症を対象としていた協定を締結していたが、今回各保健所が締結しなおす協定では、一類感染症だけでなく、二類感染症・新型インフルエンザ等感染症・指定感染症・新感染症を移送の対象感染症に追加。	各消防本部
民間移送事業者との協定	新興感染症の発生等の感染症有事に迅速に移送体制を整備できるよう、新興感染症発生時に移送の委託に係る契約の協議に応じることを定めた協定。	民間救急事業者……2者締結済 介護タクシー事業者…13者締結済 タクシー事業者……11者締結済
職能団体との協定	職能団体と平時からの新興感染症の備えと新興感染症発生時の各種取組の協力等を定めた協定。	滋賀県医師会 滋賀県歯科医師会 滋賀県臨床検査技師会
食料小売事業者との協定	次期新興感染症発生およびまん延時に自宅療養者等への迅速な食料品の提供が行える体制を構築する目的で、確保する食料品の内容等を予め定めておく協定。	1者締結済・3者調整中
配送事業者との協定	次期新興感染症発生およびまん延時に自宅療養者等への迅速な食料品の提供が行える体制を構築する目的で、食料品の配送手段を平時から確保しておく協定。	3者調整中
市町長との協定	市町長との感染症患者にかかる情報提供や、保健所の応援派遣等について、平時から定めておくもの。	<u>＜令和7年6月までに締結予定＞</u> 詳細は次スライド

その他予防計画の推進に係る各種取組

新型インフルエンザ等対策特別措置法の政府行動計画に、市町村の役割や都道府県と市町村との連携について記載されたため、県の行動計画改定と併せて、市町長との協定締結を検討中

<政府行動計画・ガイドライン記載の市町村が実施すること(一部抜粋)>

- 予防接種(住民接種)体制の構築
- 保健所への応援派遣
- 都道府県が実施する全庁的な研修・訓練の参加
- 新型インフルエンザ等の発生状況、動向及び原因に関する状況に対する住民の理解の増進
- 要配慮者の把握(要配慮者リストの作成)
 - a 一人暮らし又は同居家族等の障害、疾病等の理由により、介護ヘルパー等の介護等がなければ、日常生活(特に食事)が非常に困難な者
 - b 障害者のうち、一人暮らし等の理由により、介護ヘルパーの介護や介助がなければ、日常生活が非常に困難な者
 - c 障害者又は高齢者のうち、一人暮らし等の理由により、支援がなければ市町村等からの情報を正しく理解することができず、感染予防や感染時の対応が困難な者
 - d その他、支援を要する者(ただし、要配慮者として認められる事情を有する者)
- 要配慮者への支援内容の検討、食料品や生活必需品等の提供の準備
- 市町村が関係団体や地域団体、社会福祉施設、介護支援事業者、障害福祉サービス事業者等に協力を依頼し、発生後速やかに必要な支援を行うことができる体制を構築